一　本邦の公私の機関と事業上の関係を有する外国の公私の機関の名称及び所在地

名称	所在地
江蘇順遠紡績科技有限公司	中国江蘇省如皋市柴湾鎮柴湾居委会

二　前号の機関から技能実習生を雇用契約に基づいて受け入れる本邦の公私の機関の名称及び所在地

名称	所在地
協同組合播州織総合準備センター	兵庫県西脇市鹿野町百六十二番地

三　第一号の機関に所属する外国人が技能実習の在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに係るものに限る。）をもって本邦に入国できる期間　平成二十三年五月三十一日から三年を経過する日まで

○法務省告示第二百七十五号

公証人法第八条の規定により公証人の職務を行わせる件（昭和三十三年法務省告示第三百三十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年六月二十日から施行する。

平成二十三年五月三十一日

法務大臣　江田　五月

「秋田地方法務局横手支局」を削る。

○法務省告示第二百七十六号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、平成二十三年六月一日から効力を生ずる。

平成二十三年五月三十一日

法務大臣　江田　五月

横浜地方法務局所属　公証人　佐藤　努
千葉地方法務局所属　公証人　寺島　健
宇都宮地方法務局所属　公証人　古畑　泰雄
和歌山地方法務局所属　公証人　都志見　徹
福岡法務局所属　公証人　杉山　正士
鹿児島地方法務局所属　公証人　大島　明
仙台法務局所属　公証人　篠原　睦

○財務省告示第百七十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十三年度の初日から平成二十三年四月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年五月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

関税暫定措置法別表第一の六の項名 | 輸入数量

一	○トン
二	○トン
三	○・六トン
四	一、三八九トン
五	二○トン
六	二トン
七	八・○トン
八	○トン
九	三、一四一トン
一○	三八○トン
一一	二、四四三トン
一二	六、六四五トン
一三	五二五、○三一トン
一四	一七九、九五一トン
一四の二	三○、六一五トン
一五	二五トン
一六	一、○○二トン
一七	八、七七四トン
一八	三四二トン
一九	六四トン
二○	一トン
二一	二、五六○トン
二二	一七三トン
二三	七二トン
二四	二トン
二五	○トン
二六	三三二トン
二七	一四八トン
二八	○トン
二九	二二トン

○財務省告示第百七十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十三年度の初日から平成二十三年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年五月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十三年度の初日から平成二十三年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　一万八千五百九十六トン
二　冷凍牛肉　二万九千四百十九トン

○財務省告示第百八十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十三年度の初日から平成二十三年四月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年五月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十三年度の初日から平成二十三年四月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　六万七千八百二トン
二　生きている豚及び豚肉等　六万七千八百十六トン

○財務省告示第百八十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第二号の規定に基づき、平成二十二年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量を次のように告示する。

平成二十三年五月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量は、平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量及び平成二十二年度における冷凍牛肉の輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量とし、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　二十九万二千三百五十五トン
二　冷凍牛肉　三十四万千九百九十六トン

○財務省告示第百八十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第二号の規定に基づき、平成二十二年度までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量を次のように告示する。

平成二十三年五月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

八十三万八千三百四十三トン